

事 務 連 絡
令和 2 年 9 月 4 日

各都道府県 保健統計主管係長 殿

厚生労働省
政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設統計第二係長

病院報告における病床別患者数の記入方法について

病院報告につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

病院報告調査票の記入方法につきましては、記入要領に記載のとおりですが、今般、新型コロナウイルス感染症の関係で複数の自治体から照会があり、以下のとおり回答していますので、お知らせします。

- ・ 感染症病床に入院させるべき患者（新型コロナウイルス感染症など）については、感染症病床以外の病床に入院していたとしても「感染症病床」の患者として計上すること
- ・ 患者数が許可（指定）病床数を上回る場合には、備考欄に上回った理由を記入すること

なお、この取扱いをした場合、既にご提出頂いた調査票について訂正の必要が生じた際は、令和 3 年 2 月末までに訂正報告をご提出頂くようお願いします。

担当 厚生労働省
政策統括官付参事官付保健統計室
医療施設統計第二係 佐久間
Tel:03-5253-1111 内線 7522
e-mail:hosprio@mhlw.go.jp

(参 考)

記入要領 5頁

月末在院患者数

病床の種別ごとに、当月の末日24時現在に在院している患者数を記入します。

- 1 この欄には、許可（指定）病床数にかかわらず、現に当月の末日24時現在に在院している患者数を記入しますが、患者数が許可（指定）病床数を上回る場合には、備考欄に上回った理由を記入します。

調査票への記入方法

別記様式第一(第十三条関係)

統計法に基づく国の一般統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

政府統計

都道府県名 _____ 施設名 _____

保健所名 _____ 所在地 _____

※ 保健所符号 _____ ※ 整理番号 _____

区 分	在 院 患 者 数	月 末 在 院 患 者 数
精 神 病 床	(1)	
感 染 症 病 床	(2)	
結 核 病 床	(3)	
療 養 病 床	(4)	
一 般 病 床	(5)	

新型コロナウイルス感染症の患者は、「感染症病床」に計上してください。

(具体例)

- ・報告対象である当該医療機関には、許可された感染症病床があるが、一般病床等の感染症病床以外（注）でも受け入れている場合
- ・報告対象である当該医療機関には、許可された感染症病床はなく、一般病床等の感染症病床以外（注）で受け入れている場合

(注) 医療法第27条により使用許可を受けた病床の範囲に限る。

区 分	在 院 患 者 数	月 末 在 院 患 者 数	新 入 院 患 者 数	同一医療機関内の介護療養病床以外(他の種類の病床を含む。)の病床から移された患者数	退 院 患 者 数	同一医療機関内の介護療養病床以外(他の種類の病床を含む。)の病床へ移された患者数	月 病 床 数
介 護 療 養 病 床							
外 来 患 者 延							

患者数が許可病床数を上回った場合は、備考欄に理由を記載する。
(例2は、感染症病床のない医療機関で、患者を受け入れた場合の例。)

例1：感染症病床に新型コロナウイルス患者を受け入れているため、患者数が許可病床数を上回っている。
例2：新型コロナウイルス感染症対応のため

- 注：1 ※印は保健所で記入すること。
- 2 「介護療養病床」とは、療養病床のうち、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設に係る病床をいうものであり、「介護療養病床」(6)欄には、「療養病床」(4)欄のうち介護療養病床を利用する患者に係る数値を記入すること。
- 3 療養病床を有する診療所については、当該療養病床に関して「療養病床」(4)欄に、介護療養病床を有する場合は当該介護療養病床に関し「介護療養病床」(6)欄に記入すること。

医療法（抜粋）

第七条第二項

二 感染症病床(病院の病床のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二項に規定する一類感染症、同条第三項に規定する二類感染症(結核を除く。)、同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第八項に規定する指定感染症(同法第七条の規定により同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。))の患者(同法第八条(同法第七条において準用する場合を含む。))の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。))並びに同法第六条第九項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるためのものをいう。以下同じ。)

医療法施行規則（抜粋）

第十条

病院、診療所又は助産所の管理者は、患者、妊婦、産婦又はじよく婦を入院させ、又は入所させるに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第一号から第四号までに掲げる事項については、臨時応急のため入院させ、又は入所させるときは、この限りでない。

四 感染症患者を感染症病室でない病室に入院させないこと。